## 4 小規模多機能型居宅介護費

選本部分				-			,
本の学生 (1月につき) (1月につき 10日に対して 10日につき 10日につき 10日につき 10日につき 10日にの単位を加算) (1月につき 10日につき 10日にも加算) (1月につき 10日につき 10日に立ま 10日につき 10日につき 10日につき 10日につき 10日につき 10日につき 10日につき 10日につき 10日に立ま 10日につき 10日につき 10日につき 10日につき 10日につき 10日につき 10日につき 10日につき 10日にしま 10日につき 10日につき 10日につき 10日につき 10日につき 10日につき 10日につき 10日につき 10日にしま 10日につき 10日にのを 10日につき 10日にも 10日につき 1	基本部分			登録者数が登 従業者の員数			中山間地域
### 1						に対する順昇	者へのサービ
### 1							
(小規模を機能を担定を介護を与える) (1月につき) (	介護費		要介護2 ( 15,167 単位) 要介護3 ( 22,062 単位)				
(2) 両一種制工能性する他に列にて			要介護5 ( 26,849 単位) 要介護1 ( 9,298 単位)			×70/100	+5/100
□ 短期利用居宅介護費(1日につき)		(2) 同一建物に居住する者に対して 行う場合	要介護3 ( 19,878 単位) 要介護4 ( 21,939 単位)	×70/100	×70/100		
一	四 短期利用居宅介護費(1日につき)     要介護2 (632 単位)       要介護3 (700 単位)     要介護4 (767 単位)       要介護5 (832 単位)     要介護5 (832 単位)		要介護2 (632 単位) 要介護3 (700 単位)				
(1日につき 30単位を加算)  - 認知症加算(1) (1月につき 800単位を加算) (2) 認知症加算(1) (1月につき 500単位を加算) (1 (1月につき 700単位を加算) (1 (1日につき 10単位を加算) (1 (1日につき 10単位を加事)							
(1月につき 800単位を加算) (1月につき 500単位を加算) (1月につき 500単位を加算) (1月につき 500単位を加算) (1月につき 500単位を加算) (2) 看護職員配置加算(1) (2) 看護職員配置加算(1) (3) 看護職員配置加算(1) (3) 看護職員配置加算(1) (3) 看護職員配置加算(1) (3) 看護職員配置加算(1) (3) 看護職員配置加算(1) (4を算定する場合のみ算定) (1月につき 480単位を加算) (1月につき 649単位を加算) (1月につき 649単位を加算) (1月につき 640単位を加算) (1月につき 1,000単位を加算) (1月につき 640単位を加算) (1月につき 650単位を加算) (1月につき 650単位を加算) (2) ナービス提供体制強化加算(1) (1月につき 650単位を加算) (2) ナービス提供体制強化加算(1) (1月につき 650単位を加算) (2) 中ビス提供体制強化加算(1) (1月につき 1,000単位を加算) (1月につき 1,000単位を加算) (2) 中ビス提供体制強化加算(1) (1月につき 1,000単位を加算) (1日につき 1,000単位を加算)							
(1) 看護職員配置加算 (1) 看護職員配置加算(1) (1月につき 900単位を加算) (1月につき 700単位を加算) (1月につき 700単位を加算) (1月につき 700単位を加算) (1月につき 700単位を加算) (1月につき 140単位を加算) (1月につき 140単位を加算) (1月につき 140単位を加算) (1月につき 15時本制度化加算) (1月につき 1,000単位を加算) (1月につき 640単位を加算) (1月につき 640単位を加算) (1月につき 640単位を加算) (1月につき 1,000単位を加算) (1月に力・10回)(1月に力・10回)(1月に力・10回)(1月に力・10回)(1月に力・10回)(1月に力・10回)(1月に力・10回)(1月に力・10回)(1月に力・10回)(1月に力・10回)(1月に力・10回)(1月に力・10回)(1月に力・10回)(1月に力・10回)(1月に力・10回)(1月に力・10回)(1月に力・10回)(1月に力・10回)(1月に力・10回)(1月に力	(イを算定する場合のみ算	(1月につき 800単位を加算) (2) 認知症加算(II)					
(1月につき 900単位を加算) (2) 看護職員配置加算(II) (1月につき 700単位を加算) (2) 看護職員配置加算(II) (1月につき 700単位を加算) (3) 看護職員配置加算(II) (1月につき 480単位を加算) (1月につき 64単位を加算) (1月につき 64単位を加算) (1月につき 64単位を加算) (1月につき 1,000単位を加算) (1月につき 640単位を加算) (1月につき 640単位を加算) (1月につき 640単位を加算) (1月につき 700単位を加算) (1月につき 350単位を加算) (1月につき 12単位を加算)	~_/		単位を加算)				
(7)		(1月につき 900単 (2) 看護職員配置加算(Ⅱ)					
	定)	<ul><li>(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)</li></ul>					
「	へ 看取り連携体制加算						
		(1月につき	き 1.000単位を加算)				
(1) イを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(I)コ (1月につき 640単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(I)コ (1月につき 350単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(II) (1月につき 350単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(II) (1月につき 350単位を加算) (2) 印を算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(II) (1月につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(II)コート・ (1日につき 12単位を加算) (回) サービス提供体制強化加算(II)コート・ (1日につき 12単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 12単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 12単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 12単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 12単位を加算) (1) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×102/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×4/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×4/1000)	チ 総合マネジメント体制強化加	]算					
(1月につき 640単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(I) ロ (1月につき 550単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(II) (1月につき 350単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(II) (1月につき 350単位を加算) (2) ロを算定している場合 (つ) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 21単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 16単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 12単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 12単位を加算) (1日につき 12単位を加算) (1月につき 十所定単位×102/1000)  (2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×74/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×74/1000)		(1) イを算定している場合					
(1月につき 500単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(II) (1月につき 350単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(II) (1月につき 350単位を加算) (2) ロを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(II) (1月につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(II) (1月につき 12単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 12単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 12単位を加算)		(1月につき 640単位を加算)					
(1月につき 350単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算) (2) 口を算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 16単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 16単位を加算) (1日につき 12単位を加算) (1日につき 12単位を加算) (1日につき 12単位を加算) (1日につき 12単位を加算) (1日につき 12単位を加算) (1日につき 12単位を加算) (1月につき +所定単位×102/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×74/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000)	リ サービス提供体制強化加算	(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1月につき 500単位を加算)					
リ サービス提供体制強化加算 (2) 口を算定している場合 (2) 口を算定している場合 (1) ローニンを 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(1)イ (1) ローニンを 16単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		(1月につき 350単位を加算)					
(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 21単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 16単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 12単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 12単位を加算) (1) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×102/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×74/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×74/1000)		(1月につき 350単位を加算)					
(二) サービス提供体制強化加算(1)ロ (1日につき 16単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(1) (四) サービス提供体制強化加算(1) (四) サービス提供体制強化加算(1) (1日につき 12単位を加算) (1) 介護職員処遇改善加算(1) (1月につき +所定単位×102/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(1) (1月につき +所定単位×74/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(11) (1月につき +所定単位×41/1000)		(2) 口を算定している場合 (一) サービス提供体制強化加管(T)イ					
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算) (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×102/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000)		(二) サービス提供体制強化加算(1)口					
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算) 注		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)					
(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×102/1000) 注 所定単位は、イからりまでにより算定 した単位数の合計 (2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×74/1000) (3) 介護職員処遇改善加算 (1月につき +所定単位×41/1000)		【 (四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)					
(1月につき 十所定単位×102/1000)	ヌ 介護職員処遇改善加算	Ţ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		注		1	
(1月につき +所定単位×74/1000)  ヌ 介護職員処遇改善加算 (3) 介護職員処遇改善加算(1月につき +所定単位×41/1000)		(1月につき +所定単位×102/1000)					
↑ / I 技術界及2回以告/// (1月につき +所定単位×41//1000)		(1月につき +所定単位×74/1000)					
(4) 人群聯盟加速改革加等(17)		(1月につき +所定単位×41/1000)					
(1月につき +(3)の90/100)		(1月につき +(3)の90/100)					
(5) 介護職員処遇改善加算(ソ) (1月につき +(3)の80/100)		(5) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(3)の80/100)					

: サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、訪問体制強化加算、 総合マネジメント体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目